



農業委員会 第25号

だより



たがみ

- 平成31年 1月18日発行
- 発行 / 田上町農業委員会 TEL 57-6226
- 発行人 / 会長 小林 俊一 ■ 印刷所 / 阿部印刷株式会社



ごあいさつ



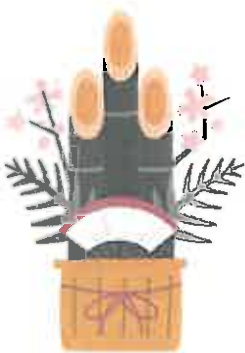
田上町農業委員会
会長 小林 俊一

新年明けましておめでとございます。
 昨年は新潟県の米の作況指数が95とやや不良でした。また、米の直接支払交付金も廃止となり、私たち農家にとっては非常に厳しい年になりました。

今年も米政策の見直し、TPP11の発効、アメリカとのTGA（物品貿易協定）の交渉など、農業を取り巻く状況は不透明なものがあありますが、このように変革を迎えている中、また米余りの中、米に頼らない農産物の特産品、転作作物の団地化などに取り組んでいかなければならないと思っております。

私たち農業委員と農地利用最適化推進委員も町、JAをはじめとする関係機関と連携し、農業活性化のお手伝いができればと考えております。

最後に、皆さまのご健勝とご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



10
23~24

農業委員視察研修報告

◆農業生産法人 株式会社JAアグリひみ(富山県氷見市)



農業委員
五百川眞佐子

今回は農業生産法人(株)JAアグリひみを訪問し、JA

Aによる出資型農業生産法人の設立経緯やJAアグリひみの取組の概要、特に「ハトムギで町おこし」の歩みについて、小坪取締役からお話をお聞きし、研修してきました。

氷見市で本格的にハトムギ栽培が始まったのは、平成16年に新しい米政策改革が導入されたのを機に、同市の水田農業推進協議会がハトムギを水田農業ビジネスの最重要作物に指定したことにより現在に至っています。もともと粘土質で水はけが悪い土壌が多く、転作田において麦や大豆を作付けしても安定した収量が見込めなかったため、山間

部の細越地区で限定的に栽培されていたハトムギに注目して、氷見市全域に広める努力をしたそうです。

(株)JAアグリひみは平成18年に設立され、栽培技術の研究やハトムギ茶等の商品化(ブランド化)、メーカーや大学など様々な業種も巻き込み6次産業化に成功したことで、農家はもちろんJA、地域全体が潤い、結果的にまちづくりにも大きく貢献していることを知りました。

私が素晴らしいと思ったことは、農産物価格の低迷、高齢化等による農業の衰退が進む地域が多い中、JAが「地域の農業を守る」という使命感を持ち、中核農家や集落営農組織と連携し、水田の請負耕作等新しい事業を次々と展開していったことです。



また、2日目には氷見市役所を視察しました。市職員の方の提案を取り入れ、閉校になった高校の体育館を庁舎にリノベーションしたとのこと、天井が高いところは白いテントを設置することで暖房効率を良くし、広い空間を活かして様々な手続きが一つのフロアでできるよう工夫されています。



た。ガラス張りオープンな市政を象徴するような市長室、あらゆる場所に設置されたホワイトボードには多くの情報が掲示されていました。事業費については新築した場合の3分の1で済んだことに驚いただけでなく、開放的なアイデアあふれる市役所庁舎で、全国から視察が絶えないとのことでした。

平成29年度利用権設定等の実績

(H29. 4. 1~H30. 3. 31)

利用権設定	新規	23件	221,811.67㎡
	再設定	143件	687,876.28㎡
利用権移転		31件	195,376.00㎡
所有権移転		2件	4,133.00㎡

平成30年農地の移動状況

(H30. 1. 1~H30. 12. 31)

農地法第3条	3件	26,258.84㎡
農地法第4条	1件	214.00㎡
農地法第5条	7件	2,127.02㎡
事業計画変更	3件	693.02㎡
適用外等	2件	423.00㎡
農地法による届け出(相続・解約等)	64件	378,914.71㎡

農地転用は

許可が必要です！

◆農地転用とは…

農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

◇自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。

農地の所有者が申請します。

◇農地の売買や貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。

農地の所有者と転用を实行する者が連名で申請します。

※申請にあたっては、事前に農業委員会へご相談ください。また、申請書や申請に必要な添付書類等については、町のホームページに掲載しています。



転用の際は、許可を得ずに農地を農地以外に利用することはできません。また、農業委員会では農地パトロールを実施し、現地調査を行っています。

全国農業

新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

全国農業新聞は
地域農業者の代表機関である
農業委員会のネットワークが
発行する週刊の農業総合専門紙です。

週刊 月4回金曜日発行

月700円 至 8,400円(税込)

■購読の申込みは、お住まいの市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

■発行所
一般社団法人
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
☎ 03-6910-1130
☎ 03-3261-5132
✉ gyomu@nca.or.jp
http://www.nca.or.jp/shiribun

農業者の視点で
お届けします

- ① 特長のある週刊新聞 ……→ 解説に力点をあいた企画編集とニュース報道
- ② 時代に鋭く斬り込む ……→ 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ ……→ 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④ 喜びや悩みを共感できる ……→ 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤ 読みやすく親しみやすい ……→ 老若男女が楽しむ読める

相続等により農地を取得した方 届出が必要です

相続等により農地を取得した方は、農地の所在する農業委員会に届出が必要です。
届出様式は、町のホームページからダウンロードできますし、農業委員会事務局にもあります。

各種申請書の 締切は毎月15日

農地法第3条、第4条、第5条の許可申請受付、利用権設定申出書は毎月15日(土日祝日の場合は前日)が締切です。
締切後の提出は、翌月の審議となります。

農業者年金

若いうちから!

女性にも!

節税対策にも!



60歳未満
国民年金
第1号被保険者
年間60日以上
農業に従事

以上の条件を満たす方からは
ご家族でも加入できます。
お申し込みにてお申し込みください。
お申し込みの要領書をお送りいたします。

長い老後を最後までサポート!

全額社会保険料控除で大きな節税効果!

保険料国庫補助による手厚い支援!



詳しくは… 農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

独立行政法人農業者年金基金



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

TEL: 03-3502-3199 (専門相談員)

TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

